2023 年度環境法政策学会学術大会　分科会報告申込要領

環境法政策学会学術大会分科会での研究報告(報告 20 分、コメント 5 分、質疑 5 分)を募集します。採択された場合、コメンテータは、企画運営委員会の協議により決定されます。

1. ご希望の方は、2023 年 2 月 13 日（月）10 時　必着で、報告内容にかかる印刷物（PDF）又は報告要旨のファイルを添付して下記事務局までメール送信してください（郵送のみの申込は不可とさせていただきます)。

2. (1)申し込みに際しては、分科会報告申込書（様式自由）に、まず、報告者の氏名、所属、連絡先（電話番号、e-mail アドレス)、「この研究で得られた知見」を記してください。次に、(2)の「研究報告の要件」のうち、少なくとも一つの要件を満たしていることを、理由を付して記してください（⑦のみを満たす場合は、どのような学術的・社会的価値があるのかも具体的に記してください。)。

(2)研究報告の要件

次に掲げるように、環境法学・環境政策学の観点から学術的・社会的価値を有すると認められることが必要である。

①環境法政策に関する理論的研究として、新たな理論的視座を提供する。

②環境法政策に関する理論の分析であって、その学問的整理が学術的・社会的価値を有する。

③環境法政策の実務に関する研究として、新たな素材に関する実証的分析を行う。

④環境法政策の実務に関する研究として、実証的な分析から新たな知見を導きだしている。

⑤外国の環境法政策、裁判例等に関する新たな紹介であって、学術的・社会的価値を有する。

⑥環境問題に対処するための新たな法政策的な提案であって、学術的・社会的価値を有する。

⑦①ないし⑥と異なる観点から、学術的・社会的価値を有する。

3. 報告を希望される内容が、上記 2.（2）に掲げる研究報告の要件を満たさない場合、又は、申込手続が遵守されていない場合には、不採用としたします。(2)の研究報告の要件として、⑦のみを掲げる場合には、企画運営委員会で協議して、分科会報告として採用することが適切であるか否かを判断することがあります。

4. 報告枠との関係で応募者多数の場合には、企画運営委員会の判断により不採用とすることがあります。

5. 学生会員（大学院生など）が学術大会分科会報告の申込みを行う場合には、指導教授の推薦が必要です。

6. 2023 年度の各分科会のテーマとして、たとえば、①原子力規制・除染・原発事故被害者への補償、②地球温暖化、③化学物質・廃棄物リサイクル、④公害・環境訴訟　⑤自然保護、⑥外国・国際環境法等が想定されます。分科会のテーマ及び編成は、申込みの内容等を考慮して、企画運営委員会が決定いたします。

7. 企画運営委員会の企画により、ミニシンポジウム形式の分科会を設定することがあります。

8. 4 名ないし 5 名の学会員が、共通のテーマを設定し、一つの分科会で報告することを申し込むことも認めます。その場合には、共通テーマの報告であることを明示し、ひとまとまりの報告として申し込んでください。

　この場合は、環境法政策学会誌に座長セレクト論文として「個別研究報告」を掲載することはできません。

9.2023 年度の分科会は、オンラインで開催することとなりました。今のところ、学術大会の 1 週間前の 14 時（2023 年 6 月 10 日（土）か 6 月 17 日（土）の 14 時開始）からの実施を予定しておりますが、実施の詳細につきましては、後日お知らせいたします。

＜事務局＞
〒103-0027
東京都中央区日本橋 3-6-2
日本橋フロント 3 階
公益社団法人商事法務研究会内
環境法政策学会事務局
TEL：03-6262-6744
kankyo@shojihomu.or.jp